

## 適正な工事請負契約を結ぶための取組みについて

県では、公共工事の品質確保の促進のため、いわゆる「担い手3法」の基本理念を実現する具体的措置として、以下により適正な工事請負契約の締結に取り組みます。

### 担い手3法の基本理念の追加

将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保、ダンピング防止等【品確法】

- 公共工事の入札契約の適正化【入契法】
  - ・ダンピング対策の強化
  - ・契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保
- 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達【建設業法】
  - ・建設工事の担い手の育成・確保
  - ・適正な施工体制確保の徹底

### （１）公共工事の入札における見積内訳書の提出

適正な積算による契約締結を促すため、全ての入札において、入札金額の積算根拠となる内訳を記載した「見積内訳書」の提出が必要となります。

### （２）下請負契約の見積における法定福利費の内訳明示

建設産業の労働環境の改善には、社会保険加入の法定福利費を確保する必要があることから、下請負契約の見積を徴取する際は、法定福利費を明示した見積依頼及び見積書の提出が必要です。